

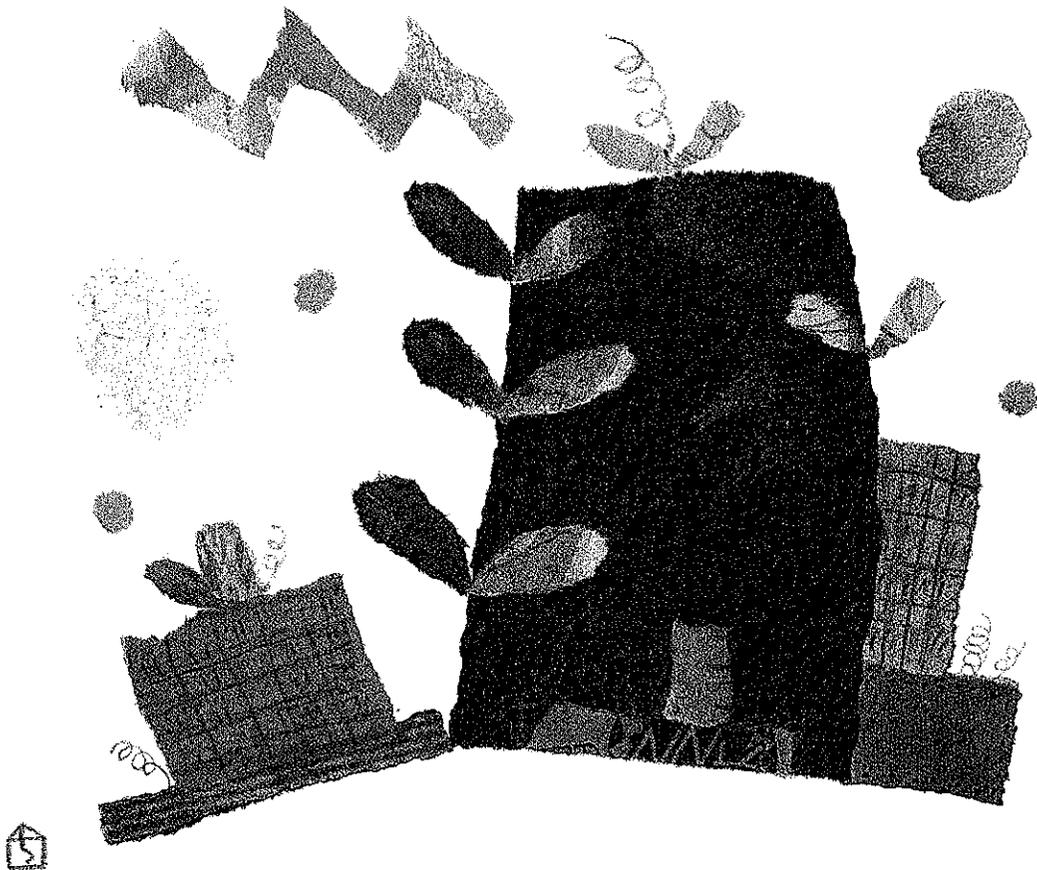
Life and Welfare

生活と福祉

May 2004

5

No.578



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

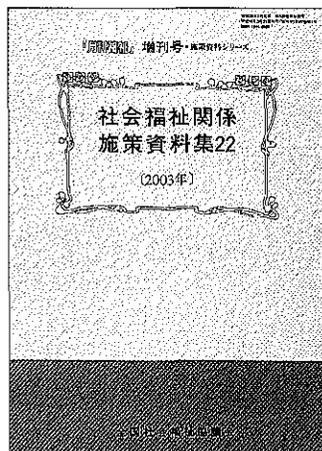
平成15年の福祉動向が把握できる必携資料集!

『月刊福祉』増刊号・施策資料シリーズ

社会福祉関係施策資料集22

●『月刊福祉』編集部 編

●B5判/274頁 ●定価 2,100円(本体 2,000円) ●2004年3月発行



◆平成15年は「三位一体の改革」をはじめとする構造改革の方針が多く示されました。

◆福祉分野では、障害者福祉における支援費制度の施行、児童・家庭福祉における次世代育成支援対策や児童虐待防止の推進、高齢者福祉における「2015年」を見据えた「新しいケアモデルの確立」への提言など、新たな施策や検討が大きくすすみました。

◆本書は、これらの各関係審議会・検討会等のおもな答申・報告、福祉関係法令・通知等計57本を収録した関係者必携の資料集です。

【構造改革、規制改革】

今後の社会保障改革の方向性に関する意見(概要)―21世紀型の社会保障の実現に向けて―/三位一体の改革についての意見/規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)のフォローアップ結果/ほか

【障害者福祉分野】

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行(平成15年4月1日)及びそれに伴う政省令の改正について(社会・援護局障害保健福祉部関係)/支援費支給決定について/精神保健福祉の改革に向けた今後の対策の方向/ほか

【児童福祉分野】

次世代育成支援対策推進法/児童虐待への対応など要保護児童及び要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について/「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書/ほか

【高齢者福祉分野】

2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～/小規模生活単位型指定介護老人福祉施設等の居住費について/ほか

【その他:地域福祉関係、社会福祉施設関係資料等を収録】

福祉関係圖書の検索・注文ができるホームページ

『福祉の本 出版目録』

<http://www.fukushinohon.gr.jp>

◆お申込みは、書店、都道府県社会福祉協議会、または下記へ◆

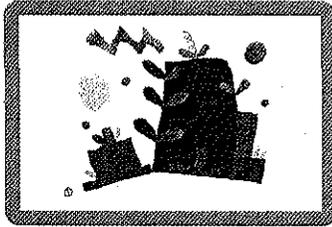
社会福祉法人 〒100-8960 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
全国社会福祉協議会 注文用FAX:03(3581)4666 TEL:03(3581)9511
出版部 注文用E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

生活と福祉

5

No.578
May 2004

Life and Welfare



●今月の表紙
「緑化大作戦」

さとなかちえさん(東京コロニーアートビリティ登録作品より)

アートビリティ(旧称:障害者アートバンク)は、これまでの障害者芸術運動とは異なり、障害者アーティストのもつ才能を活用することで、所得面を中心に社会参加を促そうという新しい試みです。現在、登録作家約200名、登録作品数3,000点、使用点数300点以上と年々その数は拡大してきています。

C
O
N
T
E
N
T
S

2 巻頭言 一人ひとりの生活を大切にする福祉社会の実現をめざして

青森県健康福祉部長 北窓 隆子

3 特集Ⅰ 平成16年度の生活保護

厚生労働省社会・援護局保護課

- 3 ○第60次生活保護基準の改定
- 8 ○実施要領の改正
- 9 ○医療扶助及び介護扶助の運営
- 10 ○保護施設の整備運営について

11 特集Ⅱ 平成16年度における生活保護指導監査方針

厚生労働省社会・援護局総務課指導監査室

- 11 ○生活保護指導監査方針
- 24 ○保護施設に係る指導監査方針

30 水脈

32 Webサーチ・詰碁・編集後記

一人ひとりの生活を大切にする 福祉社会の実現をめざして

青森県健康福祉部長

北窓 隆子



今年の冬は青森も暖冬小雪となり、木々の芽吹きも早く訪れています。私のいる部屋の窓からは、雪が残る八甲田山を眺望することができませんが、山々ではカタクリの花が可憐な姿を現しはじめる頃です。続いて本県が北限とされる一万数千本の深紅ツバキが咲き競います。弘前城の桜は全国的に有名ですが、桜の後は、少しはにんだように薄くピンク色が差した白い可憐なりんごの花が咲きはじめます。そして山々にはワタスゲやレンゲツツジ、ミチノクコザクラが、里には菜の花やアジサイが咲き乱れます。春の花がもたらす「癒し」は、青森に住む人々にとって一人ひとりの生活から切り離せない大切なものになっています。皆さんも、機会があればぜひ、野山に一気に咲き誇る青森の春の花をご覧いただきたいと思います。

さて、青森県においても、これまで脆弱な財政構造を背景に財源不足額が年々拡大して基金の取り崩しが続いており、思いきった改革を行わなければならない状況に直面しています。

こうした状況から早期に脱却し、真に県民の幸せと県政の発展につながる未来を切り開き、次代を担う子どもたちへかけがえのない「ふるさと青森」を引き継いでいくため、効率的かつ持続可能な財政構造の再構築を目的に、財政健全化のための道筋を示す財政改革プランを昨年十一月に策定しました。

このプランでは、将来にわたって持続可能な財政構造へ転換を図るため、財政健全化への取り組みを着実に進めることとしていますが、さらに、「施策の選択と重点化」をいっそう推進していくため、「共に支え合う、健やか・安心の「福祉」を、「産業・雇用」、「環境」と並ぶ三つの重点分野の一つに位置づけました。

特に、平成十六年度は、県民の誰もが、いつでも、どこでも、必要な時に、必要な保健・医療・福祉サービスが受けられる「保健・医療・福祉包括ケア」のための施策を進めていきたいと思っています。医療機関の利用者が円滑に地域に生活の場を移行し、必要なサービスを受けることができるようにするための医療機関と地域との連携を担う人材の養成や、リハビリテーションを地域ぐるみで円滑に実施し、介護予防や寝たきり防止を積極的に推進するための地域リハビリ調整者の養成を行うこととしています。

また、児童虐待、高齢者虐待やドメスティック・バイオレンスについての総合的な対策を推進していくための体制整備や、軽度要介護認定者等への介護度の改善・重症化防止のためのトレーニングプログラムを用いたモデル事業を実施することとしています。

今後、「県民参加」と「利用者本位」の視点に立ちながら、一人ひとりの生活を大切にする福祉社会の実現をめざしていきたいと考えています。

平成十六年度の生活保護

厚生労働省社会・援護局保護課

第八十次生活保護基準の改定

平成十六年度の生活保護基準の改定概要は「参考Ⅰ」のとおりであるが、この改定の考え方について以下説明することとしたい。

一 生活扶助基準

(1) 基準改定率について

生活扶助基準については、従来より、最低生活保障水準が一般国民の消費水準との比較における相対的なものであるという認識から、この消費水準との均衡が図られるよう、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して改定している。

具体的には、平成十六年度の政府経済見通しにおける民間最終消費支出の伸び率を基礎とし、前年度の一般国民の消費水準との調整

を行った結果、〇・二%引き下げることとした（「参考Ⅱ」参照）。

（注）民間最終消費支出とは、主に、毎日の家計における「もの」や「サービス」を購入するための支出の総計（ただし、土地、住宅の購入等は含まない。）を表す国民経済計算上の概念であり、国内総支出の構成要素の一つである。

(2) 老齢加算の段階的廃止について

ア 基本的な考え方

老齢加算については、老齢福祉年金制度の発足を踏まえ、昭和三十五年に創設され、老齢に伴う特別な需要に対応するものとして、原則として七十歳以上の被保護者を対象として支給されてきた。

この老齢加算の在り方について

は、昨年八月に設置された「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」において、単身無職の一般低所得高齢者世帯の消費実態等に基づいて議論が行われたところであるが、消費実態において、

○六十歳代の者と七十歳以上の者の消費支出額を比較すると、七十歳以上の者の消費支出額が少ないことから、七十歳以上の者について、現行の老齢加算に相当するだけの特別な需要があるとはいえないこと

○七十歳以上の者の消費支出額と被保護高齢者世帯の基準額を比較すると、生活保護の基準額の方が高いこと

が認められることから、昨年十二月の間とりまとめにおいて、廃止の方向で見直すべきであるとされた。

こうした結果を踏まえる一方、

現に老齢加算を受給している被保護世帯の生活水準が急に低下することのないように配慮する観点から、平成十六年度より段階的に老齢加算の廃止を図ることとしたものである。

イ 平成十六年度における取扱い
（ア）基本的な考え方

先述のとおり、現に老齢加算を受給している被保護世帯の生活水準が急に低下することのないよう配慮する観点から、段階的に老齢加算を廃止していくこととし、平成十六年度において、その一部引き下げを行うものである。

これにより、平成十六年度における老齢加算は、

○原則として、当該年度に七十一歳以上となる者及び当該年度に六十九歳又は七十歳となる病弱者等に適用されることとなり、

○新たに七十歳に到達する者につ

[参考1] 平成16年度生活保護基準改定の概要

(1級地-1)

	第59次 (15年4月1日)	第60次 (16年4月1日)	備 考
1 生活扶助基準 (1) 居宅(1類+2類) 標準3人世帯	円 162,490	円 162,170	【標準3人世帯基準額】 33歳男、29歳女、4歳子 冬季加算(Ⅵ区×5/12) を含めた額を10円単位で表示
(2) 期末一時扶助費(居宅)	14,210	14,180	
【加算等】 妊産婦加算(妊娠6ヵ月以上)	13,840	13,810	
老齢加算 71歳以上 (居 宅) (入院・入所)	17,930 14,920	9,670 8,040	
母子加算 (居 宅) (入院・入所)	23,310 19,420	23,260 19,380	
障害者加算 障害等級1・2級 (居 宅) (入院・入所) 重度障害者加算 重度障害者家族介護料 重度障害者他人介護料	26,900 22,380 14,480 12,140 70,730 以内	26,850 22,340 14,430 12,090 69,970 以内	平成16年7月1日より改定 平成16年7月1日より改定
介護施設入所者加算	9,910 以内	9,890 以内	
在宅患者加算	13,320	13,290	
放射線障害者加算 負傷又は疾病の状態にある者 負傷又は疾病の状態に該当しなくなった者	42,910 21,460	42,760 21,380	
児童養育加算 第1子、第2子 第3子以降1人	5,000 10,000	前年度同額 〃	平成16年8月1日より支給対象を小学校第3学年終了前までの児童に改定
介護保険料加算	保険料の実費	保険料の実費	
人工栄養費	11,950	11,930	
入院患者日用品費	23,200 以内	23,150 以内	
介護施設入所者基本生活費	9,910 以内	9,890 以内	
入学準備金 小 学 校 中 学 校	39,500 以内 46,100 以内	前年度同額 〃	
2 住宅扶助基準 (1) 家賃間代等 (2) 住宅維持費	13,000 以内 年額 121,000 以内	前年度同額 年額 117,000 以内	
3 教育扶助基準 小 学 校 中 学 校	2,150 4,180	前年度同額 〃	
4 出産扶助基準 居 宅 施 設	204,000 以内 149,000 以内 +入院料	前年度同額 155,000 以内 +入院料	
5 生業扶助基準 (1) 生 業 費 (2) 技能修得費 (3) 就職支度費	45,000 以内 64,000 以内 31,000 以内	前年度同額 65,000 以内 29,000 以内	
6 葬祭扶助基準	189,000 以内	193,000 以内	大人の基準額
7 勤 労 控 除 (1) 基礎控除(上限額) (2) 特別控除 (3) 新規就労控除 (4) 未成年者控除 (5) 不安定就労控除	限度額 33,260 年額 151,200 以内 10,600 11,600 8,000	限度額 33,190 年額 150,900 以内 10,400 前年度同額 〃	

[参考 2] 平成 16 年度生活扶助基準額(月額)

標準 3 人世帯【33 歳男、29 歳女、4 歳子】

級地区分	格 差	平成 15 年度	平成 16 年度	改 定 率
1 級地 - 1	100.0	162,490 円	162,170 円	99.8
1 級地 - 2	95.5	155,190	154,870	
2 級地 - 1	91.0	147,870	147,560	
2 級地 - 2	86.5	140,550	140,270	
3 級地 - 1	82.0	133,240	132,990	
3 級地 - 2	77.5	125,940	125,690	

(注) 冬季加算 (Ⅵ区×5/12) を含めた額を 10 円単位で表示

[参考 3] 最低生活保障水準(月額)の具体的事例

1 標準 3 人世帯【33 歳男、29 歳女、4 歳子】

(月額・単位: 円)

	1 級地 - 1	1 級地 - 2	2 級地 - 1	2 級地 - 2	3 級地 - 1	3 級地 - 2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	180,170	172,870	165,560	158,270	145,990	138,690
生活扶助	162,170	154,870	147,560	140,270	132,990	125,690
第 1 類	106,890	102,080	97,260	92,450	87,660	82,850
第 2 類	55,280	52,790	50,300	47,820	45,330	42,840
児童養育加算	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

注 1 第 2 類は、冬季加算 (Ⅵ区×5/12) を含む。以下同じ。

2 勤労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実に消費しうる水準としては、生活保護の基準額に控除額を加えた水準となる。以下同じ。

2 夫婦 2 人世帯【35 歳男、30 歳女、9 歳子(小学生)、4 歳子】

(月額・単位: 円)

	1 級地 - 1	1 級地 - 2	2 級地 - 1	2 級地 - 2	3 級地 - 1	3 級地 - 2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	228,720	219,560	210,390	201,230	187,090	177,930
生活扶助	203,570	194,410	185,240	176,080	166,940	157,780
第 1 類	143,340	136,890	130,430	123,980	117,550	111,100
第 2 類	60,230	57,520	54,810	52,100	49,390	46,680
児童養育加算	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
教育扶助	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

3 老人 1 人世帯【68 歳女】

(月額・単位: 円)

	1 級地 - 1	1 級地 - 2	2 級地 - 1	2 級地 - 2	3 級地 - 1	3 級地 - 2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	93,820	90,190	86,540	82,910	74,260	70,640
生活扶助	80,820	77,190	73,540	69,910	66,260	62,640
第 1 類	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
第 2 類	44,720	42,710	40,690	38,680	36,660	34,660
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

4 老人2人世帯【68歳男、65歳女】

(月額・単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	134,940	129,460	123,960	118,480	107,990	102,500
生活扶助	121,940	116,460	110,960	105,480	99,990	94,500
第1類	72,200	68,960	65,700	62,460	59,200	55,960
第2類	49,740	47,500	45,260	43,020	40,790	38,540
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

5 母子3人世帯【30歳女、9歳子(小学生)、4歳子】

(月額・単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	208,900	201,760	192,870	185,740	171,880	164,740
生活扶助	158,650	151,510	144,360	137,230	130,100	122,960
第1類	103,370	98,720	94,060	89,410	84,770	80,120
第2類	55,280	52,790	50,300	47,820	45,330	42,840
母子加算	25,100	25,100	23,360	23,360	21,630	21,630
児童養育加算	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000
教育扶助	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150

6 重度障害者を含む2人世帯【65歳女、25歳男(重度障害者)】

(月額・単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	192,180	186,520	178,970	173,310	160,790	155,120
生活扶助	125,810	120,150	114,480	108,820	103,170	97,500
第1類	76,070	72,650	69,220	65,800	62,380	58,960
第2類	49,740	47,500	45,260	43,020	40,790	38,540
障害者加算	26,850	26,850	24,970	24,970	23,100	23,100
重度障害者加算	14,430	14,430	14,430	14,430	14,430	14,430
重度障害者 家族介護料	12,090	12,090	12,090	12,090	12,090	12,090
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

図表 2

		70歳の者
		平成16年度
在宅	1 級 地	3,760円
	2 級 地	3,420円
	3 級 地	3,080円
入院・入所		0円

図表 1

		71歳以上の者		69歳～70歳の病弱者等	
		平成15年度	平成16年度	平成15年度	平成16年度
在宅	1 級 地	17,930円	9,670円	13,450円	7,250円
	2 級 地	16,680円	8,800円	12,510円	6,600円
	3 級 地	15,430円	7,920円	11,570円	5,940円
入院・入所		14,920円	8,040円	11,240円	6,030円

いては、六十歳代の生活水準が引き続き維持されるよう、別途、経過的な加算を支給することとなった。

- (イ) 平成十六年度基準額
- ① 平成十六年度に七十一歳以上となる者等(図表1参照)

※平成十五年度に七十歳に到達した保護受給中の者で、平成十六年度に七十一歳に到達する前の者及び平成十六年度に新たに保護を受給する七十歳の者で、同年度中に七十一歳に到達する前の者を含む。

- ② 平成十六年度に新たに七十歳に到達する者(図表2参照)

(※なお、①に該当する者は含まれない。)
六十歳代の生活水準が維持されるよう、六十歳代と七十歳との生活扶助基準額の差額をもって設定したものを。

- (3) 児童養育加算の改定について
 - ア 改定内容
- 児童養育加算について、本年八月一日より支給対象を「義務教育就学前の児童(六歳に達する日以

後の最初の三月三十一日までの間にあるものをいう)」から「小学校第三学年終了前の児童(九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。)」へ改定することとした。

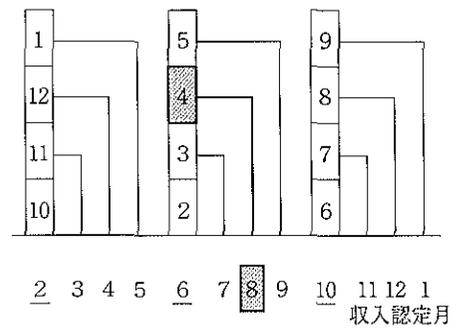
イ 施行日の考え方

児童手当は、原則として二月、六月、十月の年三回、前月分までの四か月分の額が支給されるが、生活保護においては、六か月以内の期間ごとに支給される手当等の収入認定は、実際の支給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して行うこととする。

したがって、児童手当法改正後の平成十六年四月分の手当額は八月に収入認定されることとなるため、児童養育加算の改正は八月一日より適用されることになる。
「児童手当の支給月及び生活保護の収入認定月」(図表3参照)
○児童手当…年三回(二月・六月・十月)当該支給月の前月分まで支給。
○収入認定…実際の支給額を原則として受給月から次回の受給月

の前月までの各月に分割して認定。

図表 3



二 その他の扶助基準

(1) 住宅扶助基準

住宅扶助基準のうち、家賃・間代等については、一般基準で賄えないような場合、別途各都道府県、指定都市及び中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とすることとなっているが、平成十六年度においてもこの厚生労働大臣が別に定める額について家賃消費者物価の動向を反映し実態に見合った額を設定するとともに、一般世帯との均衡等を確保するため、所要の改定を行った。

また、住宅維持費については、補修のための材料費の物価や労務費の動向などを勘案し所要の改定を行った。

(2) 生業扶助基準

生業扶助基準のうち技能修得費及び就職支度費については、当該消費者物価の動向を勘案し所要の改定を行った。

(3) その他

出産扶助基準(施設分娩)及び葬祭扶助基準については、これらの扶助の性格を踏まえ、それぞれの実態料金等を勘案し所要の改定を行った。

また、各種勤労控除についても、基礎控除の限度額をはじめとして、特別控除、新規就労控除について所要の改定を行った。

三 最低生活保障水準

被保護者に保障される最低生活

保障水準は、被保護者世帯の家族構成、世帯員の年齢、居住地等により基準額に違いがあるが、いくつかの世帯を想定して平成十六年度の最低生活保障水準を例示すると「参考3」のとおりとなる。

なお、ここで示す額は、一般的な基準について計上したものであり、この他に必要に応じて、学校給食費の実費、通学のための交通費等が加算されること、及び家賃等が例示されている金額の以下の場合には、その実額が適用されること等に留意する必要がある。また、就労収入のある場合には、収入に応じた控除額が実質的に手元に残ることとなり、したがって、現実消費し得る水準は控除額を含めた水準となる。控除額の目安として一例をあげると、一級地で就労収入が十一万三千二百八十円(東京都の最低賃金の二十日分相当)の場合で、二万四千八十円が収入から控除される。

正が行われ、平成十六年四月一日から適用されることとなった。

改正の概要は次のとおりである。

なお、字句の整理にとどまるものについては省略した。

一 被服費等の金額改定等

- (1) 布団類の支給基準限度額を引き下げたこと。(局第六の二の(6)の(ア)の(ア))

- (2) 保護開始時において現に着用する被服がない者等の平常着等の支給基準限度額を引き下げたこと。(局第六の二の(6)の(ア)の(イ))

- (3) 災害時における布団類、被服類の支給基準限度額を災害救助法による基準に準じて引き下げたこと。(局第六の二の(6)の(ウ))

- (4) 出産を控えての新生児のための寝具、産着、おむつ等の支給基準限度額を引き下げたこと。(局第六の二の(6)の(エ))

- (5) 入院に際しての寝巻等の支給基準限度額を引き下げたこと。(局第六の二の(6)の(オ))

- (6) 常時失禁状態にある患者等のおむつ等の支給について、おむつの種類に応じた区分を廃止し、支給要件及び支給基準限度額を一本化したこと。(局第六の二の(6)の(カ)、課第四の四十二及び別冊問答)

〈解説〉

常時失禁状態にある患者等がおむつ等を必要とする場合の支給について、従来、おむつの種類によって支給要件、基準限度額を区分していたが、高齢化の進行や国民の生活水準の向上等により「紙おむつ」の普及が進んでいること、医療機関によっては、衛生管理や人員配置の都合上で紙おむつの使用を指定される実態があること等から、支給要件を「紙おむつ等」として一本化するとともに、紙おむつを単身者等に限定していた規定を削除した。

二 家具什器費の特別基準

家具什器費の特別基準額について、四万一千円から四万円に引き下げたこと。(局第六の二の(7))

実施要領の改正

第六十次生活保障基準の改正と

ともに、保護の実施要領の一部改

三 教育扶助の学級費等に 係る特別基準

教育扶助の学級費等に係る特別基準額について、小学校については月額六百元から六百十円に、中学校については月額七百二十円から七百四十円に引き上げたこと。(局第六の三の(2))

四 出産扶助の衛生材料費

衛生材料費を必要とする場合の加算できる額について、五千二百円を五千四百円に引き上げたこと。(告別表第六の三)

五 技能習得費の特別基準

(1) 視覚障害者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の養成施設において二年を越えて技能の修得を行う場合の特別基準額について、六万四千元から六万五千円に引き上げたこと。(局第六の八の(2)のイ)

(2) 技能習得費の特別基準額について、十万七千円から十万九千円に引き上げたこと。(局第六の八の(2)のウ及び課第四の問四十一)

六 世帯分離要件の改正

重度身体障害者更生援護施設及び重度身体障害者授産施設の施設類型の廃止に伴い、世帯分離要件の規定から当該施設の記載を削除するとともに、肢体不自由者更生施設等の入所者のうち、重度の障害を有するため長期の入所が見込まれるものについて世帯分離の対象として規定したこと。(局第一の二の(8)及び課第一の問十一)

〈解説〉

重度身体障害者更生援護施設及び重度身体障害者授産施設の入所者は、長期的な入所が見込まれることから、同一世帯として認定することが適当でない場合には、局第一の二の(8)により世帯分離を認めてきたところであるが、支援費制度の施行により、当該施設の施設類型が廃止されたことから、世帯分離要件の規定から両施設の記載を削除することとした。

また、従来、世帯分離の対象となっていた両施設の入所者は、重度の肢体不自由者、内部障害者、視覚障害者、身体障害者であった

ことから、新設の課長問答において、このような重度の障害者が入所している肢体不自由者更生施設等の施設類型については、世帯分離の対象としたが、これら施設の入所

医療扶助及び介護扶助の運営

一 医療扶助の適正運営

景気の低迷の影響などにより被保護人員が増加する中、医療扶助の受給人員も増加傾向を続けており(平成十五年十月現在で約百九万三千人)、また医療扶助費についても増加(平成十四年度で約一兆千六百二十二億円)している等、生活保護制度における医療扶助の重要性が高まっていることから、社会的入院の是正、頻回受診者に対する受診指導の実施及びレセプト点検の徹底など、医療扶助の適正な運営に向けた取組が求められている。

平成十六年度においては、生活保護費補助金のメニュー事業として、福祉事務所に嘱託職員等を配置し、社会的入院患者の状態に即

者について、必ずしも長期的な入所が見込まれるとは認められないことから、「重度の障害を有するため長期の入所が見込まれるもの」との対象要件も併せて規定した。

した適切な退院先の確保及び退院後の生活に必要なサービスのコーディネートを行うなど、その退院阻害要因の解消に向けた支援を行う「退院促進個別援助事業」を実施し、社会的入院の解消を図ることとしている。

二 介護扶助の適正運営等

(1) 被保護者の介護サービスの適切な利用

介護扶助受給人員は、平成十二年度と比較して、約一・八倍になるなど、制度の定着が図られている。

一方、介護サービスの利用については、居宅サービスの利用が被保護者の自立支援に資するものとなっていない場合や、介護サービス事業者による過度なサービスの掘り起こしが行われている場合な

どの問題も指摘されているところであるなど、その適切なサービス利用に向けた取り組みが求められる。

(2) 介護扶助関係通知の改正

被保険者である被保護者に対する福祉用具購入及び住宅改修の給付について、保険者において対応可能であれば、被保護者からの委任を受けた上で、福祉事務所が保険給付を代理受領できるとした。(課問二二)

〈解説〉

被保険者である被保護者に対する福祉用具購入及び住宅改修の給付については、保険給付が償還払いされるために、保険給付がされた後に法第六十三条により福祉事務所に返還する手続となっているところであるが、介護保険制度に

おいては、各保険者の判断で、福祉用具、住宅改修業者の受領委任払い(業者が被保険者の代理として保険給付九割分を保険者から受領する)を行っているところもあることから、各保険者において対応可能であれば、福祉事務所が保険給付を代理受領しても差し支えない旨を示すこととした。

具体的には、介護扶助の給付を行う際、保険給付の代理受領について被保護者に説明し、同意を得た上で、被保護者(被保険者)の代理として保険給付を受領するものであるが、あくまでも保険給付は被保険者本人に行われるものであることから、委任状の徴収など手続を代理するための委任、返還すべき保護費に充当するための六十三条の適用が必要になることに留意する必要がある。

保護施設の整備運営について

一 保護施設を取り巻く状況

介護施設については、在宅での生活が困難な精神疾患による患

者、重複障害者等の受入施設としての需要が増大しており、特に、いわゆる社会的入院の解消という観点からも、退院患者の受入先と

しての役割に期待が寄せられているところである。

また、近年の雇用・経済状況を反映し、特に都市部においてホームレスが増加していること等から、更生施設や宿所提供施設においての対応が求められている。

このため、平成十六年度においては、必要な保護施設の整備が進められるよう、保護施設の定員要件の緩和等を図るとともに、保護施設から居宅生活への移行を支援する事業の充実を図ることとしたところである。

ついでには、これらの施策等の積極的活用をお願いしたい。

二 保護施設の整備促進

保護施設の整備促進策として、平成十六年度より、

- ① 救護施設、更生施設及び宿所提供施設の定員要件の緩和(五十名→三十名)

- ② 既存の救護施設(中心施設)の周辺への定員十名程度(概ね五人以上二十人以下)の小規模な施設(サテライト型施設)の設置を行うこととしたところである。

三 居宅生活訓練事業の創設

○目的

平成十六年度において、救護施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行できるようにするため、施設において、居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、居宅生活に移行可能な対象者のための訓練用住居(アパート、借家等)を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、継続して居宅において生活できるようにすることを目的とする「居宅生活訓練事業」を創設することとしたところである。

○対象者

生活保護法第三十八条に規定する救護施設に入所している者であつて、六か月間の個別訓練を行うことにより、居宅において生活を送ることが可能であると認められる者のうちから、当該施設の施設長により選定された者とする。

なお、選定された対象者に対し、事前に本事業の目的及び内容を十分説明し、その実施について了解

を得ること。

ただし、本事業の対象として訓練を実施した結果、退所することができなかつた者は、一定期間、本事業の対象者とすることはできないものとする。

○実施施設の指定

本事業は、次により指定された救護施設において実施するものとする。

①本事業を実施しようとする施設は、毎年度、事業に係る申請書を都道府県に提出し、その指定を受けること。

②都道府県知事は、実施施設の指定を行う場合には、毎年度、厚生労働大臣に協議すること。

○対象者の居住場所及び設備
訓練用住居は、本体施設の近隣に確保し、通常の生活に必要な設備を有すること。

なお、緊急時等の対応のため、電話設備を設けること。

○訓練期間・対象人員
訓練期間は、原則六か月間(前期：四月～九月、後期：十月～三月の二期間)とし、対象人員は一期三～五名とする。

特集Ⅱ

平成十六年度における生活保護指導監査方針

厚生労働省社会・援護局総務課指導監査室

生活保護指導監査方針

平成十六年度の生活保護法施行事務監査については、本年三月二日及び三月四日に開催された社会・援護局主管課長会議、生活保護関係全国係長会議においてその概要を示すとともに、具体的取り扱いを示したところであるが、その内容は以下のとおりである。

一 平成十七年度における生活保護法施行事務監査について

各実施機関において、被保護者の急増にもかかわらず必要な現業員、査察指導員の確保が困難な状況である等のために、保護の要件の確認、生活実態の把握等適切な保護の決定実施上の基本的事項に問題が認められる福祉事務所が少

なからず見受けられる。

○査察指導員、現業員の未充足人数、事務所数

○平成七年度	五人
査察指導員未充足数	五人
査察指導員未充足事務所数	三ヶ所
現業員未充足数	二十五人
現業員未充足事務所数	二十一ヶ所

○平成十五年度

査察指導員未充足数	百五十七人
査察指導員未充足事務所数	百八ヶ所
現業員未充足数	千八十九人
現業員未充足事務所数	二百六十九ヶ所

都道府県本庁の生活保護法施行事務監査においては、管内福祉事務所ごとの課題を的確に把握し、必要な現業員や査察指導員の確保

に関する指導等、その課題に応じた具体的な助言・指導を行うようお願いしたい。

また、福祉事務所におけるそれぞれの者の役割に応じた具体的な取り組みへの指導を行うことにより、組織的な運営管理の推進が図られるようお願いしたい。

具体的には

1. 特に福祉事務所長等の実施機関の幹部職員に対しては、運営方針の策定や実施体制の確保についての意識の醸成を図ること。
2. 査察指導員に対しては、的確なケース審査とケース処遇の進行管理を厳格に行うことが保護の適切な運営の確保につながることを説明するなど、査察指導機能の重要性について十分周知すること。
3. 個別の被保護世帯に対する指導援助に当たっては、多様な課題を有している世帯の増加を踏まえ、目的意識を持った訪問活動等を通じてその世帯の抱える課題を明らかにするとともに、各種保健福祉サービス実施機関等との連携体制を構築するよう指導すること。

との連携体制を構築するよう指導

導すること。

4. ケースに対する収入、資産等の関係先調査については、引き続き課税状況調査の全ケース一斉点検等関係先調査の徹底により収入状況等の確認をするよう指導すること。

平成十六年度における施行事務監査に当たっては、以上の点を基本にして、以下の事項に留意の上、より一層効果的な指導監査を行うよう配慮願いたい。

一 福祉事務所の指導監査における重点事項について

都道府県・指定都市本庁が行う生活保護法施行事務監査は、「生活保護法施行事務監査の実施について（平成十二年十月二十五日社援発第2393号厚生省社会援護局長通知）」に基づき行っているところであるが、平成十六年度における重点事項は次のとおりである。

- (1) 保護の適正実施の推進
ア 保護の相談時における助言指導

面接相談に当たっては、相談内容に応じて懇切丁寧に制度の趣旨が正しく理解されるよう説明を行い、生活保護の権利、義務の周知の徹底を図るとともに、相談内容及びその結果については、所長等幹部職員が逐次点検する等、相談業務が担当者任せにならないよう指導すること。

また、生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制づくりについても配慮すること。

イ 保護の申請・開始時調査の徹底

申請者から生活歴、家族構成、病状、収入、資産等について適正に申告させるとともに、調査に必要な同意書を徴取した上で金融機関、生命保険会社、社会保険事務所等への関係先調査を行い、また、病状把握及び扶養能力調査等、福祉事務所としての保護の要否についての調査を徹底するよう指導すること。

なお、保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等についても行うよう指導すること。

また、ホームレスに対する生活保護の適用の場面においても、生活歴等を勘案し、保護申請受理後速やかに必要な調査を徹底するよう指導すること。

ウ 保護受給中における受給要件の確保と指導援助の推進

(ア) 資産及び収入の把握
資産及び収入の把握は、保護の要否及び程度を決定する上で必要不可欠なものである。

については、就労可能と判断された者については毎月、就労困難と判断された者については定期的に収入申告書を提出するよう指導し、申告内容、挙証資料等の審査の徹底を図るとともに、必要に応じ勤務先等の関係先調査等を行い、適正な収入認定に努めるよう指導すること。

また、次のような資産保有ケースについては、適切な関係先調査等に努めるよう指導すること。
・ 自動車の保有ケースについて

は、必要に応じ陸運支局等の関係先調査等により、的確に把握し、保有要件の審査を適切に行うよう指導するとともに、保有が認められないケースについては、その処分指導の徹底を図るよう指導すること。

・所有を容認し、処分価値が大きくいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額を的確に把握するよう指導すること。

(イ) 扶養能力調査の徹底

扶養能力調査については、事務効率化の観点も踏まえ、世帯から転出した子や生別母子世帯の前方に対する調査を重点的に行うよう指導するとともに、調査は、扶養の可否を照会するにとどまらず世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握し、管内又は近隣市町村に居住する場合には、実地に調査するよう指導すること。

また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認を行うよう指導すること。

(ウ) 処遇方針の樹立及び訪問調査活動等の推進

処遇方針は、現業員が当該ケースに対し、どのような指導援助を行っていくかの基本となるものであるが、処遇方針樹立の前提となる実態把握やその評価が不十分のため、処遇方針が形式的、画一的となりケースの実態と乖離する等処遇方針として適切でないのがみられる。

したがって、処遇方針は、まず訪問調査活動や病状把握等によりケースの生活実態や病状を十分に把握・検討した上で樹立するとともに、ケースの状況に応じて適宜適切な処遇方針を樹立すること。特に処遇困難ケース等については、関係機関の担当者の参加の下に、ケース診断会議で十分検討するなどし、組織的な対応を進めるよう指導すること。

また、訪問調査活動は、年度当初に計画した訪問予定を確実に実行することはもとより、訪問予定を漫然とこなすことなく、被保護世帯の状況変化に応じて随時訪問するとともに、調査の目的を十分認識して実施するよう指導すること。特に、稼働年齢層の者に対する

稼働能力の活用等に指導を要するケースについては訪問格付を高位に付け、訪問頻度を高める等の措置を講ずるよう指導すること。

なお、訪問時の不在が続く世帯については、不在理由等の確認及び民生委員等から生活状況等を聴取するとともに、訪問方法を工夫する等して可能な限り家庭内面接を行い、生活実態の把握に努めるよう指導すること。

訪問調査結果については早期にケース記録に記載し、その都度決裁に付すようにするとともに、巡察指導員は現業員の訪問調査状況等を常時把握し、必要な助言指導が適宜適切に行われるよう指導すること。

(エ) 稼働年齢層の者に対する指導の徹底

就労可能な被保護者については、稼働能力の十分な活用が求められる。保護の実施機関は、これらの者の就労・求職状況を把握し、その者の自立助長を図るため、適切な指導を行う必要がある。

このことから、就労可能な被保護者に対しては毎月収入申告書を

徴取し、また、就労していない者に対しては毎月求職活動状況申告書を徴取し、就労・求職状況管理台帳を作成の上、個々の被保護者の状況に応じた稼働能力の活用について適切な指導を行うこと。

なお、稼働年齢層の者で傷病を理由に未就労の者については、訪問による生活実態の把握、直近のレセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等による病状調査を行い、就労指導の可否について十分検討すること。その結果、就労が可能な者に対しては、就労意欲の助長、生活習慣形成等への指導援助の上、求人情報等の収集提供、公共職業安定所への同行訪問等により、早期の自立助長のため、時期を逸することなく積極的な指導援助を行うよう指導すること。

また、稼働している場合であっても、病状等からみて、稼働能力を十分活用していないと認められる者に対しては、必要に応じ就労先等の関係先調査により就業実態を的確に把握の上、就労日数及び就労時間を増加させるよう指導するとともに、状況に応じ転職指導

を行う等積極的な増収指導を行うよう指導すること。

なお、稼働能力がありながら就労指導に従わない者に対しては、法第二十七条に基づく文書指示を行い、それでも従わない場合には、所要の手続きを経て、保護の停止等の措置を行うよう指導すること。

(オ) 不正受給防止対策の徹底

平成十四年度において不正受給として各実施機関で措置したものは、八千二百四件、約五十三億円と増加している。また、会計検査院による平成十四年度決算検査報告においても、年金の未申告、就労収入の未申告及び過少申告等により八州市で生活保護費負担金の経理が不当とされ、二十一ケースで八千五百万円の不当支出の指摘を受けたところである。

不正受給の多くは稼働収入、各種年金・保険金収入、預貯金等の無申告又は過少申告によるものであるが、福祉事務所の訪問調査による生活実態の把握、収入申告書の徴取及び申告内容の審査、課税調査等が不十分なため把握でき

ず、適切な処理が行われなまま放置された結果生じた事例も少なくない。

ついでには、収入申告書の定期的徴取を指導するとともに、申告内容の審査を行い、疑義のある場合は申告者に説明を求めるとともに、関係先調査等による内容審査を徹底するよう指導すること。

また、課税担当課との連携のもとに全ケース一斉点検による課税調査を実施するよう指導をお願いしているところであるが、会計検査院から、課税調査結果と収入申告の内容との照合が確実に行われていないため、不当支出の指摘を受けていることから、その後の処理を適切に行うよう指導すること。さらに、各種年金等については、その受給権の有無や受給状況を被保護者からの聞き取り及び関係機関や担当課等への照会等により適切に把握するよう指導すること。

なお、不正受給を発見した場合には、発見時点における収入の遡及調査(原則として五年)、預貯金等の関係先調査を実施した上、法第七十八条を適用し、費用徴収を

行うことが原則であり、特に悪質なケースについては告発等を検討するなど、不正受給を行ったケースに対して厳正な対応で臨むよう指導すること。

(2) 要援護世帯に対する指導

援助の充実

高齢者、傷病・障害者等要援護世帯が被保護世帯の九割以上を占めているが、これらの世帯の需要は多岐多様にわたっている。

ついでには、的確な指導援助を確保する観点から、その世帯の需要を的確に把握し、要援護世帯のニーズに応じ、例えば、次のような各種保健福祉施策等の活用を図るよう指導すること。

ア 高齢者等がいる世帯について、介護保険制度等による介護サービスの活用

イ 傷病、障害者世帯について、

ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業及び社会福祉施設等の活用

ウ 母子世帯について、児童扶養手当等の受給、保育所の入所等の活用

エ 頻回受診者に対する適正受診指導については、主治医訪問や嘱託医協議の上、具体的な処遇方針を定め、被保護者に対する

(3) 医療扶助の適正運営の確保
被保護世帯の大部分が医療扶助を受給しており、これらのケースの処遇に当たっては病状等を的確に把握する必要がある。このため必要に応じて主治医及び嘱託医の意見を聴取し適切な処遇方針を策定するよう指導すること。

イ 現業員が被保護者の病状等を把握するために、レセプトを常時活用し得る状態を確保した上で、在宅での療養の実態を把握し、生活指導、就労指導又は療養指導の徹底を図るよう指導すること。

ウ 医療費の適正な支払いのため、内容点検等のレセプト点検を全ケース実施し、過誤の認められるレセプトについては、遅滞なく過誤調整を行うとともに、診療内容等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議等を行うよう指導すること。

エ 頻回受診者に対する適正受診指導については、主治医訪問や嘱託医協議の上、具体的な処遇方針を定め、被保護者に対する

方針を定め、被保護者に対する

指導援助を適切に行うよう指導すること。

オ 入院日数が百八十日を超えて入院している患者に対する医療扶助の例外的な給付については、受入先の確保のための被保護者に対する指導援助及び給付に係る事務手続きを適切に行うよう指導すること。

(4) 介護扶助の適正運営の確保

介護扶助の内容について十分に理解し、保護の決定及び実施に支障が生じることなく、適切に運営されるよう指導すること。

要介護又は要支援の状態にある要保護者で、介護サービスの利用により生活の向上が期待できると思われる者に対しては、その活用を図るとともに利用の手続きについても適切な指導援助を行うよう指導すること。

(5) 組織的な運営管理の推進

ア 実施体制の確保

(ア) 適正な職員配置についての指導

ケースの処遇及び事務処理等

に支障をきたさないよう査察指導員、現業員等の適正な職員配置について指導するとともに、相談業務についても、経験豊富な担当者

を配置し、要援護者が必要とする援助や情報を的確に提供できる体制を確保するよう指導すること。

特に、生活保護の適正実施を確保するため、被保護者が増加傾向にある福祉事務所においては、査察指導員、現業員が不足すること

のないよう、保護動向を踏まえた職員配置について配慮するよう指導すること。

(イ) 職員の職務能力の維持向上のための指導援助

福祉事務所においては、毎年の人事異動で現業経験の浅い職員や現業経験のない査察指導員が一定割合を占める状況にあることから、職員の職務能力の維持向上を図ることは、生活保護の適正な運営を確保する上で極めて重要な課題となっている。

このため、本庁においては、新任現業員に対する基礎的な研修や現業経験のない査察指導員に対する研修を実施するとともに、福祉事

務所における職場内研修の実施や各種研修への積極的な参加等を指導する等、関係職員の職務能力維持向上のための指導を行うこと。

また、生活保護の適正な運営を確保する観点から、社会福祉主事資格のない者にあつては、主事資格の取得について配慮するよう指導すること。

イ 計画的な運営管理の推進

都道府県・指定都市本庁においては、毎年度、管内の保護動向や前年度の監査指摘事項等を踏まえ、管内福祉事務所を具体的に指導する指針を作成し、これを福祉事務所に示すこと。その上で、各福祉事務所は当該指針を踏まえ、事務所として取り組むべき問題点、対処方針等を具体的に盛り込んだ運営方針及び事業計画を策定し、これに向けて全職員が一体となつて組織的に取り組むよう指導すること。

また、個別ケース検討を通して、福祉事務所が抱える問題点を把握し、その問題点の是正改善を指示するとともに、問題事項に応じ自主的內部点検事業等により、積極

的に改善に取り組むよう指導すること。

なお、処遇困難ケース等については、ケース診断会議を積極的に活用する等、幹部職員、査察指導員、現業員等全職員が一体となつて、問題解決に取り組む体制を確保するよう指導すること。

ウ 査察指導機能の充実

査察指導機能が十分発揮されていない福祉事務所の実態をみると、業務の進行管理が十分行われていないことから、現業活動が現業員任せとなり、長期間訪問が行われないケース、年金等の申請手続きが遅れているケース、調査結果と収入申告書の内容の照合や、その後の処理状況が適切に把握されていない事例等保護の決定実施の基本的な面に各種の問題点が生じている。

については、査察指導員が個々のケースの状況を掌握し、特に訪問計画の策定及び訪問調査活動の実施については必ず関与するとともに、重点的な指導を要するケースについては随時必要な指示ができるような体制を確立するよう指導

すること。

二 都道府県・指定都市本庁の指導監査の効果的な実施

Ⅰ ⅠⅠⅠⅠ

都道府県・指定都市本庁が行う生活保護法施行事務監査は、福祉事務所における生活保護制度の運営実施に係る適否を関係法令等に照らし、個別かつ具体的に検討し、必要なら是正改善の措置を講ずるとともに、これらの検討過程を通じて、被保護者に対する適正な指導援助を確保し、関係職員の職務能力の向上を図り、さらには福祉事務所の組織的な活動を助長する

という、生活保護行政の適正かつ効果的な運営を確保するために極めて重要な役割を担っている。

ついでには、本庁の指導監査の実施に当たっては、次の観点を踏まえ、効果的な指導監査に努められたい。

(1) 組織的運営体制の整備

ア 本庁の指導監査担当職員においても、人事異動等により生活保護実務経験が浅いか又は全く

ない職員が増加しており、福祉事務所の実施体制の現状を鑑みれば、本庁の指導監査体制の強化は緊急の課題となっている。

ついでには、指導監査担当職員に対する研修、福祉事務所の現任訓練の実施等、その職務能力の向上に努めること。

イ 本庁の行う指導監査の実効性を確保するためには、指導監査担当職員相互が管内福祉事務所が抱える問題点や課題について十分に検討するとともに、意思疎通を図り共通認識のもとに指導監査に当たることが重要である。

そのために、監査の事前検討、復命会の実施等による監査結果の分析、是正改善の指示、今後の指導方針の策定等の一連の過程において、幹部職員を含めた組織的な協議・検討を行うとともに、特に管内被保護世帯の大半を占める大規模な福祉事務所や多くの問題を抱える福祉事務所に対しては、幹部職員が自ら率先してその指導監査に当たること。

(2) 福祉事務所の課題に応じた的確な指導監査の実施

的確な指導監査の実施

本庁においては指導監査の実施要綱を定めるとともに、各福祉事務所の過去の監査結果、是正改善状況、保護動向等を踏まえて指導監査の実施計画を策定すること。このため各福祉事務所ごとの「指導台帳」を整備すること。また、指導監査の実施に当たっては、単に個別ケースの取扱の適否のみでなく、福祉事務所の抱える問題点に依りて、組織的運営体制に関する事項、本庁の示した標準的基準の実施状況等制度運営の全般的な状況にわたり、必要な確認と指導を行うことにより指導監査の実効性を期すこと。

(3) 指導監査結果に基づいて是正改善指示

改善指示

指導監査の結果判明した問題点の解決のためには、関係職員すべてが福祉事務所の抱える問題点や現状を十分認識し、事務処理の円滑化のための体制づくり、実施体制の整備等問題解決に向けて組織をあげて取り組む必要がある。

ついでには、監査結果の問題点等の解決に向けて、福祉事務所職員との研究協議の場を設ける等共通の問題意識を持つとともに、理解を深めるような工夫を行うこと。

また、福祉事務所に対する指導監査結果の是正改善の指示は、個別ケースの指摘のみに止まらず、問題発生の要因を明らかにし具体的な改善方策を指示することにより、その実効を期すること。また、改善措置の進捗状況については、期限を付して報告を求めるとともに、確認監査や巡回指導等により把握し、継続的な改善指導を行うこと。

さらに、所長等幹部職員に対しては、生活保護運営上の問題の所在を十分認識させるとともに、問題の所在によっては市の理事者に対しても十分な説明を行い、効率的に組織的な改善を図れるよう指導を徹底すること。

(4) 小規模福祉事務所に対する指導上の配慮

被保護世帯数が二百世帯以下のいわゆる小規模福祉事務所が全国

の福祉事務所の約三分の一を占める状況にあり、これら福祉事務所においては、毎年の人事異動により大半が経験の浅い職員となることに加え、事務処理が現業員任せになる等、生活保護制度の運営に何らかの問題を生じかねない現状にある。

については、個々の職員の職務能力の向上に加え、組織的な業務運営を確保するための具体的な方策について指導するとともに、本庁による実務中心の研修会の開催や巡回指導を行う等、適切な指導を行うこと。

三 国が実施する指導監査に

ついて

各福祉事務所並びに都道府県市本庁に対する国が実施する指導監査については、前記一及び二で述べた点を重点として行うこととしているので、留意願いたい。

四 不祥事の発生防止に

ついて

近時、福祉事務所職員が保護費を着服したり、返還金の事務処理

を怠ったまま放置していたなどの不祥事が発生しているが、このようなことは、生活保護制度そのものや福祉事務所に対する信用を著しく失墜させるものであり、あってはならないことである。

については、保護費の支出及び費用の返還・徴収等の事務処理に当たっては、内部相互牽制機能が十分發揮されるよう、組織機構上の審査体制の確立をはじめとし、現業部門と出納部門の明確な区分、経理事務の自主的内部点検の実施等について、管内福祉事務所に対する研修、指導監査等を通じての必要な指導の徹底等により、不祥事発生の未然防止に万全を期すこと。

二 平成十六年度における指定医療機関に対する指導及び検査について

指定医療機関に対する個別指導及び検査に当たっては、知事決定や管内福祉事務所に対する指導監査等を通じて把握した医療扶助運営上の問題点、指定医療機関ごとの医療給付等の傾向等を踏まえ、

「都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関に対する個別指導の主要事項及び着眼点」に基づき実施すること。

なお、近年、指定医療機関による診療報酬の不正請求等が発生しているため、不正又は不当な診療報酬の請求を行った医療機関に対しては、厳正に対処する等医療扶助の一層の適正実施に努めるとともに、指導の強化を図るため、医療保険等各制度との連携を図り、不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じて合同による指導及び検査を実施すること。

三 平成十六年度における指定介護機関に対する指導及び検査について

指定介護機関に対する個別指導

及び検査に当たっては、管内福祉事務所に対する指導監査等を通じて把握した介護扶助運営上の問題点、指定介護機関ごとの介護給付等の傾向等を踏まえ、「都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関に対する個別指導の主要事項及び着眼点」に基づき実施すること。

なお、指定介護機関による介護報酬の不正請求等が発生しているため、不正又は不当な介護報酬の請求を行った介護機関に対しては、厳正に対処する等介護扶助の一層の適正実施に努めるとともに、指導の強化を図るため、介護保険担当部局との連携を図り、不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じて合同による指導及び検査を実施すること。

〔参考〕生活保護法施行事務監査事項

主要事項	着眼点
1 保護の適正実施の推進 (1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び	1 面接相談時における適切な対応と事務処理 (1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。 (2) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。

- (3) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。
 - (4) 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。
 - (5) 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制がとられているか。
 - (6) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。
 - (7) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。
- 2 保護開始時における調査の徹底
- ア 資産等の把握状況
- (1) 保護の申請書、資産申告書(不動産、預貯金、生命保険、自動車等)及び収入申告書(稼働収入、年金等)の内容は、筆証資料等に基づき十分審査されているか。
 - (2) また、生活圏内の関係先(金融機関、保険会社、社会保険事務所等)調査等によって十分に検証・確認されているか。
 - (3) 保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等が行われているか。
 - (4) 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に徴取されているか。
 - (5) 法第63条を適用し、保護を開始した場合は、文書により本人に周知されているか。
 - (6) 病状把握の状況
 - ウ 病状等の確に把握されているか。
 - エ また、必要に応じ検診命令等が活用されているか。
 - (7) 要介護又は要支援の状態にあると考えられる要保護者について介護保険による介護サービスの受給状況の確認や要介護認定申請に係る助言及び指導が行われているか。
 - (8) 扶養義務履行の指導状況
 - ア 扶養義務者(特に生別母子世帯の前夫及び転出した子)の居所、世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握するための扶養能力調査は行われているか。
 - イ また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、扶養義務者が管内又は近隣の市町村に居住しており、あ

- (2) 保護受給中における指導
- ア 権利、義務の周知徹底及び資産、収入の把握
- (1) 2 資産及び収入の把握
 - ア 資産(不動産、預貯金、生命保険等)の申告内容は、関係先調査等により的確に確認されているか。
 - エ また、資産の申告内容に変化はないか。
 - エ 特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額が的確に把握されているか。
 - イ 資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。
 - (2) 収入の把握
 - ア 稼働収入の把握
 - (イ) 収入申告書は、毎月徴取されているか。その際、給与証明書等筆証資料は添付されているか。
 - (ロ) 収入申告書及び給与明細書等筆証資料の内容審査(稼働日数、給与額等)は、適切に行われているか。また、必要
 - ウ 程度度の扶養が期待できるときには、実地に調査されているか。
 - エ 扶養義務照会に対して未回答となっているケースの処理は適切に行われているか。
 - エ 扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。
 - オ 別世帯において健康保険等の被扶養者、税法上の扶養控除対象親族、給与の扶養手当等の対象者等として認定されている者に対して、必要な扶養援助が行われているか。
 - イ 関係機関等との連携
 - (1) 3 関係部局、民生委員、保健所、身体障害者更生相談所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関、介護機関等との連携が円滑に行われているか。
 - (2) 郡部福祉事務所においては、高齢者及び身体障害者等の処遇について町村との連携は十分図られているか。
 - 1 権利、義務の周知徹底
 - (2) 被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導が行われているか。
 - エ また、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。

<p>イ ケースの実態に即した処遇方針の樹立と計画的な訪問調査活動等の推進</p>	<p>に依りて事業主等の関係先調査は行われているか。 稼働収入以外(年金、保険金、補償金、仕送り等)の収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は適切に徴取されているか。必要に応じ、年金改定通知書(号)等筆証資料は添付されているか。 (イ) 年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、必要に応じ、社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。 また、通算老齢年金を受給している場合、通算の対象となつた他の年金の受給状況は的確に把握されているか。 (ウ) 仕送り額等は、的確に把握されているか。</p> <p>(3) 年金等の受給資格の確認 一定の年齢に達した者について、老齢基礎年金等の受給資格について確認されているか。 また、一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金等の受給資格について確認されているか。</p> <p>(4) 扶養能力調査の実施 扶養義務者に対する扶養能力調査は、被保護世帯との関係の深淺、過去の状況等を勘案の上、必要な者については、適宜見直しを行う等、適切に実施されているか。</p> <p>(1) 処遇方針の設定 処遇方針は、訪問調査活動や病状把握等の結果により把握された実態を踏まえ、かつ十分に評価・検討された上で立てられているか。 また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等の処遇方針は、個々のケースの実態及び介護保険制度等による介護サービスの活用等を踏まえた適切なものとなっているか。</p> <p>(2) 処遇困難なケース等については、関係機関とも連携の上、ケース診断会議等で組織的に検討されているか。 (3) 処遇方針は、ケースの実態の変化に即して適切に見直しが行なわれているか。</p> <p>(4) 処遇方針が、ケース記録に明記されているか。 訪問格付の設定 訪問格付基準は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に即して適切に策定されているか。 また、訪問格付基準の設定に当たっては、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着眼し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。</p>
---	---

<p>(3) 稼働年齢層の者に対するケースに対する指導援助の推進</p>	<p>(2) 個別のケースに対する訪問格付は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に応じて適切なものとなっているか。 また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。</p> <p>3 訪問調査活動の状況 訪問は、訪問格付基準を踏まえるとともに、ケースの状況変化を考慮し、訪問計画を策定する等計画的に実施されているか。 特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。 目的をもつて訪問調査活動を行っているか。 また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。 (3) 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。 (4) 面接すべき者の不在が続く等の場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。 また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行う等、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力しているか。 (5) 長期にわたって来所による面接が続く、訪問調査活動が行われていないケースはないか。 (6) 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。 また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。</p> <p>1 就労阻害要因の把握 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助が適切に行われているか。 (2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等により的確に把握されているか。 また、検診命令に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置が適切に行われているか。 (3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が勘案され、適切に行われているか。 2 自立助長の指導状況 稼働能力の活用等自立を助長するための指導援助は、自立更生計画書、求職活動状況申告書(毎月)の提出等の指導による</p>
--------------------------------------	---

り積極的に行われているか。

(2) 稼働能力の活用状況等は、就労・求職状況管理台帳で適切に把握されているか。

(3) 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。

また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。

(4) 自立援助のための各種貸付制度等他法他施策の活用についての指導が適切に行われているか。

(5) 稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。

また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。

(6) 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労日数、時間、収入等が少ない者に対し、勤務先調査又は課税状況の調査が行われているか。

また、転職を含む増収指導が行われているか。

3 自立助長ケースの選定

自立助長選定ケースは、稼働能力の活用を指導する必要があるケースについて組織的に評価検討の上選定し、自立に向けた積極的かつ重点的な指導援助が行われているか。

1 収入申告内容の確認等の状況

(1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。

また、必要に応じて勤務先等関係先調査を適切に行っているか。

(2) 毎年、課税状況調査等の全ケース一斉点検を実施し、調査結果と収入申告書の内容の照合が行われているか。

また、その後の処理状況が適切に把握されているか。

(3) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。

2 不正受給ケースに対する措置

不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。

また、悪質なケースについては、告発等が行われているか。

3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策

(1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因が十分に把握、分析されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関

2 要援護世帯に対する指導援助の充実

係先調査等による世帯の実態把握に問題がないか等、福祉事務所として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。

(2) 福祉事務所として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応がとられているか。

1 個別具体的な指導援助の充実

(1) 高齢者、傷病・障害者世帯に対する指導援助の状況

ア 要援護世帯のニーズに応じ、各種保健福祉施策等の活用は図られているか。

(ア) 高齢者等がいる世帯について介護保険制度等による介護サービスの活用が図られているか。

(イ) 傷病・障害者世帯について、ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業及び社会福祉施設等の活用は図られているか。

イ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。

ウ 高齢者、障害者等がいる世帯について、必要な生活環境等の整備のための制度が活用が図られているか。

エ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等についての協力依頼は行われているか。

(2) 母子世帯に対する指導援助の状況

ア 母親の養育態度、子供の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助が行われているか。

イ 子供の進路について、学校等関係機関との連携を図り、適切な指導援助が行われているか。

ウ 児童扶養手当等他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。

(3) 要援護世帯の処遇充実のための関係機関との連携及び社会資源等の活用状況

ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。

イ 民生委員、保健所、各種相談員、医療機関、介護機関、学校等関係機関との連携、近隣住民との協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。

また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。

1 医療扶助受給者に対する指導援助の状況

医療扶助受給者の病状は、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医療協議等により的確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等が適切に行われているか。

3 医療扶助の適正運営の確保

	<p>(3) 施術、治療材料給付 あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。</p> <p>(2) 入院患者日用品費等給付 入院患者日用品費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</p> <p>(1) 移送給付は、現物給付を原則として行われているか。 ウ 移送給付は、最も経済的な方法で行われているか。 イ 移送手段は、最も経済的な方法で行われているか。 なお、タクシーを使用する場合は、医師の診断に基づき、歩行困難と認められた者等、真に止むを得ない者に限って行われているか。</p> <p>ア 移送給付は、申請に基づき行われているか。 また、通院証明書、レセプト等により事実確認は行われているか。</p> <p>3 移送給付等の状況</p> <p>(4) 医療券交付処理簿とレセプトの照合が行われているか。</p> <p>(3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>(2) 医療費の適正な支出のため、本庁の内容点検分を除いた全てのレセプトに対して内容点検等が実施され、過誤調整等は適切に行われているか。</p> <p>(1) レセプトの点検、活用状況 2 レセプトは、個別ケースごとに直近6か月程度は編綴され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。 また、病状の把握、療養指導等に際し、ケースワーカー、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。</p>
	<p>(2) 長期入院患者、長期外来患者の実態を把握し、必要な指導援助は行われているか。 特に、社会的入院を余儀なくされている入院患者について、介護施設への入所や介護サービスを受けての在宅生活への移行が図られるよう必要な指導援助が行われているか。</p> <p>(3) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。</p> <p>(4) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。</p>

<p>4 介護扶助の 適正運営の確 保</p>	<p>(2) 要介護認定が行われた場合は、要介護度等を踏まえた介護</p>		<p>(1) 嘱託医等の配置及び活動状況 4 嘱託医が週1回程度の所内勤務を行う等、医師による専門的判断を得られる体制が確保されているか。 2) 医療扶助の要否及びケース処遇に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見が聴取されているか。 (3) ケースワーカー等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。 5 本庁への技術的助言の要請状況 医療の給付の要否、処遇方針の決定に当たっては、医学的見地からみて疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。 6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況 (1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについて確認がされているか。 (2) 患者の病状等に応じ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という)、結核予防法等の活用について、保健所等関係機関との連携が十分図られているか。 特に次の点について、関係機関との連携が図られ、確認がされているか。 ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討が行われているか。 イ 精神科の通院について、精神保健福祉法第32条の適用について検討が行われているか。 7 頻回受診者に対する適正受診指導状況 (1) 頻回受診者に対する適正受診指導が整備されているか。 (2) 頻回受診の判断及び指導は適切に行われているか。 8 入院日数が180日を超えて入院している患者に対する医療扶助の例外的な給付状況 (1) 医療扶助における例外的給付対象者台帳等が整備されているか。 (2) 入院患者の退院後の受入先の確保について、必要な指導援助等が行われているか。 (3) 例外的な給付の支給が適切に行われているか。 (1) 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況 (2) 要介護又は要支援の状態にあると考えられる者については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により、要介護認定申請が行われるよう指導がなされているか。</p>
---------------------------------	---------------------------------------	--	--

<p>5 福祉事務所における入所措置等の適正実施の確保 (1) 適正な入所措置事務等の確保</p>	<p>サービスの内容が把握され、また、それに基づき指導援助がなされているか。 (3) 利用する介護機関は、真に止むを得ない場合を除き、当該介護機関の通常の事業実施地域内に要介護者等の居住地があるものが、選定されているか。 2 介護給付費の点検等 介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表の照合が適切に行われているか。 3 福祉用具及び住宅改修の給付状況 (1) 介護扶助受給者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合に、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。 (2) 保険者による償還金が支給された場合には、適切に法第63条適用がなされているか。 4 介護施設入所者基本生活費等給付 介護施設入所者基本生活費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。 5 本庁への技術的助言の要請状況 介護扶助の給付の要否に当たって疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。 6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況 介護扶助の決定に当たっては、障害保健福祉関係部局等関係機関との連携が図られているか。 1 適正な入所措置事務は、確保されているか。 (1) 措置台帳等諸帳簿は整備され、適正に入所措置事務が行われているか。 (2) 入所措置について、より必要性の高い者を優先して措置されているか。 2 入所措置後の援助は、適正に行われているか。 (1) 入所措置後の継続の要否について見直しが行われているか。また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは適正に行われているか。 (2) 入所措置後、年1回以上は訪問調査を行い、更生状況等の確認が適切に行われているか。 また、その状況は記録として残されているか。 (3) 死亡等による入所措置解除については、速やかにその手続きが行われているか。 また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。</p>
---	---

<p>6 組織的な運営管理の推進 (1) 計画的な運営管理の推進</p>	<p>(2) 適正な保護の決定事務の確保 入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。</p>
<p>(1) 3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示</p>	<p>1 理事者等の現状認識 (1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、福祉事務所の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。 (2) 理事者及び所長等は、福祉事務所の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。 (3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から福祉事務所全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。 ア 開始・廃止ケースの状況、並びに問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。 イ 法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因を分析し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。 ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、福祉事務所全体の問題として把握し、取り組んでいるか。 エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施する等、その対応策を講じているか。 (4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。 2 運営の方針及び事業計画の状況 (1) 生活保護の運営については、ケースワーカー等関係職員が参画し、本庁が福祉事務所に対して示した指針、当該地域の実情、保護の動向、福祉事務所の抱える問題点及び指導監査結果等を十分踏まえた上で基本的な方針が決められているか。また、問題点に対する具体的な改善策が盛り込まれているか。 (2) 生活保護の運営は、基本的な方針を踏まえ、事業計画を策定する等計画的に行われているか。 また、関係職員に周知されるとともに、進捗状況が定期的に確認され必要な措置がとられているか。</p>

	<p>(2) 査察指導機能の充実</p>
<p>(3) ケースワーカーに助言、指導した事項についての進行管理</p>	<p>事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているか。</p> <p>(2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、福祉事務所としての評価がされているか。また、運営方針等に反映されているか。</p> <p>(3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されているか。</p> <p>(4) 経理事務処理の点検が実施されているか。</p> <p>4 ケース診断会議の活用状況</p> <p>(1) 処遇困難ケースの処遇方針を樹立する場合等においては、ケース診断会議を開催する等必要に応じ速やかに組織的判断を行っているか。</p> <p>また、所長等幹部職員が参画しているか。</p> <p>(2) ケース診断会議等の検討結果は記録されているか。</p> <p>また、その結果等を踏まえ具体的な取組が行われているか。</p> <p>1 現業活動の掌握体制の確保</p> <p>訪問計画の策定等計画的な訪問のための取組や訪問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な指示、助言ができる体制が確保されているか。また、必要に応じ個々のケースを掌握するための査察指導台帳が作成されているか。</p> <p>2 訪問の進行管理等</p> <p>(1) ケースの実態に即した処遇方針の樹立、訪問計画の策定等、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。</p> <p>また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導が適切に行われているか。</p> <p>(2) 長期間未訪問ケース等について、ケースワーカーに対して必要な指導が行われているか。</p> <p>3 ケース審査及び助言、指導</p> <p>(1) ケースの処遇内容について、ケースワーカーに必要な助言、指導が適切に行われているか。</p> <p>特に、新任のケースワーカーに対し、実務指導、接遇等について特別な配慮がなされているか。</p> <p>(2) ケースワーカーに助言、指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳に記録される等、何らかの形で記録されているか。</p>

	<p>(3) 実施体制の確保</p>
<p>4 ケース記録等事務処理の管理状況</p>	<p>は適切になされているか。</p> <p>4 処遇困難ケースへの対応</p> <p>(1) 処遇困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な処遇を行うよう指導しているか。</p> <p>(2) 必要に応じ、関係者にケース診断会議等への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。</p> <p>(3) 関係機関等との連携が、組織的に確保されているか。</p> <p>1 職員の配置状況</p> <p>1 査察指導員、ケースワーカーが不足して事務処理に支障を来していないか。</p> <p>(2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。</p> <p>(3) ケースワーカーの大半が異動すること等によってケースの処遇、事務処理等に支障を来していないか。</p> <p>ケースワーカー等が社会福祉主事資格を有していない場合は、資格取得についての配慮が行われているか。</p> <p>(4) 査察指導員、ケースワーカーが生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。また、査察指導員がケースを直接担当していることはないか。</p> <p>2 面接相談体制の状況</p> <p>専任面接相談員の配置や、査察指導員とケースワーカーの複数面接体制の採用等面接相談体制が確立されているか。</p> <p>3 経理事務の処理状況</p> <p>(1) 保護金品の支給手続、返還金の返納手続等は、関係法令等に照らし適切なものとなっているか。</p> <p>特に、金品等の授受に当たっては、ケースワーカー等が現金を取り扱っていないか。</p> <p>(2) 保護金品の支給については、定期的又は随時に関係帳簿との照合、点検を行っているか。</p> <p>(3) 法第63条による返還額の決定は、適切に行われているか。</p> <p>一部又は全部の返還額を免除する場合は、その必要性を十分検討して、また、その内容が拳証資料等により明確にされているか。</p> <p>(4) 法第63条による返還金及び法第77条又は法第78条による徴収金の債権管理は適切に行われているか。</p> <p>また、未収について、国庫負担金との調定は適切に行われているか。</p>

7 福祉事務所
の実情に応じた重点的な指導の徹底

- (1) ケース記録等個人的事情に係る情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。
- (2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理が適正に行われているか。
 - 1 福祉事務所の実情に応じた取組状況
 - (1) 福祉事務所において、それぞれ保護動向について分析を行う等により、実情に応じた具体的な対応策が講じられているか。
 - (2) 地域の特性から問題点が認められる福祉事務所においては、その根本的な要因等の分析を十分に行う等により、問題点に対する対応策等が計画的に講じられているか。
 - (3) 前年度監査結果による指摘事項について福祉事務所は、その原因についての分析を行い、具体的な改善策が講じられているか。
 - (4) 特に小規模な福祉事務所において、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保される体制が取られているか。また、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会等、実施水準の維持向上のための努力がされているか。
 - 2 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況
 - (1) 暴力団関係者のケースについては、警察署等関係機関への照会によりの確に把握されているか。
 - (2) 資産、収入、生活歴、現在の生活実態(病状、稼働状況等)は、的確に把握されているか。
 - (3) ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組まれているか。また、受給要件は常時見直されているか。
 - (4) 自立更生計画書は必要に応じ徴取されているか。
 - (5) 警察署等関係機関とは常時連携できる体制が確保されているか。なお、暴力行為等があった場合は、速やかに警察署へ通報する等の措置が行われているか。
 - (6) 保護の開始決定後、本庁への情報提供が速やかに行われているか。
 - 3 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況
 - (1) 自動車の保有状況が、必要に応じて陸運支局等の関係先調査等によりの確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。なお、保有容認に当たっては、任意保険の加入についても検討されているか。

- (2) 保有を認めた場合においては、適宜保有要件の検証が適切に行われているか。
- (3) 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。
- (4) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。

保護施設に係る指導監査方針

保護施設が健全で安定した運営のもとに、入所者個々の特性に合った適切な入所者処遇が確保されるためには、施設に対する都道府県、指定都市及び中核市の指導監査の果たす役割は極めて重要である。

ついでには、平成十六年度の保護施設の指導監査に当たっては、「生活保護法保護施設指導監査要綱」に基づき、特に以下の点に留意の上、実施することとされた。

(1) 入所者処遇に重点をおいた指導監査の実施

施設運営の基本は、入所者に対する適切な処遇を確保することにあるので、①入所者の意向、希望

等を尊重した上で、入所者の状況に応じた適切な処遇計画が策定されているかどうか、②処遇計画に沿った処遇が行われているかどうか、③処遇計画について適宜必要な見直しが行われているかどうか、④入所者からの苦情処理に適切に対応しているかどうかに重点をおいた指導監査を実施するとともに、入所者の自立、自活等への援助に向けた取組みが一層推進されるよう指導すること。

なお、指導に当たっては、栄養所要量の確保をはじめとした給食の適切な実施についても留意すること。

(2) 必要な職員の確保と職員処遇の充実

職員の処遇については、有用な人材の確保及びその定着化を図るため、①適切な給与水準の確保、②労働時間の短縮等労働条件の改善、③研修等職員の資質向上、④福利厚生等の士気高揚策の充実等について指導すること。

(3) 施設の適正な運営管理体制の確立

入所者処遇を図るための必要な職員の確保のほか、①社会福祉施設における運営費関係通知等に基づく適正な会計事務処理及び内部牽制体制の確立、②衛生管理や感染症対策、消防法令等に基づく防災対策の充実強化等について指導すること。

〔生活保護法

保護施設指導監査要綱〕

1 指導監査の目的

保護施設に対する指導監査は、生活保護法第四十四条第一項の規定に基づき、関係法令、通知によ

る事業運営、施設運営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について助言、一般監査指導を行うことによつて、適正な事業運営及び施設運営を図るものであること。

2 指導監査方法等

(1) 指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、別紙「保護施設指導監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行い、効果的な指導監査の実施に努めること。

ア 一般監査

一般監査は、原則として全ての保護施設に対し、年一回実地監査を行うなど、計画的に実施すること。ただし、前年度における実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、実地監査を二年に一回として差し支えないこと。この場合、実地監査を行わない年には、書面監査を実施すること。

イ 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、改善

が図られるまで重点的かつ継続的に特別監査を実施すること。

(ア) 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があつたことを疑うに足る理由があるとき

(イ) 最低基準に違反があると疑うに足る理由があるとき

(ウ) 指導監査における問題点の是正改善がみられないとき

(エ) 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

(2) 指導監査計画等

ア 一般監査

保護施設に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するなど、計画的に実施すること。

なお、実施計画を策定するなど、指導監査の実施につき検討する場合

には、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果の実施について十分留意すること。

イ 特別監査

特別監査は、不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題を有する保護施設を対象として随時実施

すること。

(3) 指導監査の連携

施設と法人の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、施設監査は法人監査における指導事項を把握した上で実施することが望ましいこと。

(4) 指導監査の実施通知

都道府県、指定都市及び中核市は、指導監査の対象となる保護施設を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該保護施設に通知するものとする。

ア 指導監査の根拠規定

イ 指導監査の日時及び場所

ウ 監査吏員

エ 準備すべき書類等

3 指導監査後の措置

(1) 指導監査結果の通知等

指導監査の終了後は、施設長等関係職員の出席を求め、指導監査の結果及び改善を要すると認められた事項について講評及び指示を行うものとし、後日文書によつて指導の通知を行うものとする。

(2) 改善報告書の提出

文書で指示した事項については、期限を付して具体的改善措置状況を示す資料の提出を求めること。

また、必要に応じ監査吏員を派遣してその改善状況を確認すること。

(3) 改善命令等

上記(1)の指導監査結果通知の事項について、改善措置が講じられ

ない場合は、個々の内容に応じ、

生活保護法第四十五条の規定に基づき改善命令等所要の措置を講ずること。

4 指導監査結果の報告等

都道府県、指定都市及び中核市が実施した各年度の監査結果については、別に定める様式によりこれを提出すること。

別紙 保護施設指導監査事項

主眼事項	着眼点
<p>第1 適切な入所者処遇の確保</p> <p>1. 入所者処遇の充実</p>	<p>施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。</p> <p>施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。</p> <p>(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。</p> <p>ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。</p> <p>また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえた上で策定され、必要に応じて見直しが行われているか。</p> <p>イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。</p> <p>ウ 処遇方針に基づいた処遇が実践されているか。</p> <p>エ 入所者の処遇記録等は整備されているか。</p> <p>オ ケース処遇の進行管理は適切に行われているか。</p> <p>(2) 機能訓練は、必要な者に対して適切に行われているか。</p> <p>ア 機能低下を防止するために保護施設の個別リハビリ計画が策定されているか。</p> <p>イ 車いす、歩行器等は、必要な台数が確保されているか。</p>

(3) 適切な給食を提供しよう努めているか。

必要な栄養所要量が確保されているか。

ア 嗜好調査、残食(米)調査、検査等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。

ウ 検査は、適切な時間になされているか。(原則として食事前となっているか) また、各職種職員の交替により実施されているか。

エ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。

また、入所者の身体状況に応じた食事のための自助具等の活用がなされているか。

オ 新鮮な材料を用いてバランスのとれた食事が提供されているか。(安易に缶詰等の加工食品、既製品を用いていないか)。

カ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。

(特に夕食時間は早くても17時以降となっているか)

キ 食事は適温で食べられるような配慮がなされているか。

ク 保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。

ケ 食器類の衛生管理に努めているか。

コ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。

(4) 適切な入浴等の確保がなされているか。

ア 入所者の入浴又は清拭(しき)は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。

イ 入浴に当たつての健康状態のチェックは行われているか。

ウ 身体状態に応じた入浴が行われているか。

エ 自力で入浴可能な者については、入浴時間、入浴回数等の配慮が行われているか。

(5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。

ア 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。

また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。

イ おむつ使用者に対するおむつ外しのため、ポータブルトイレを使用した介助やトイレ誘導等の働きかけが行われているか。

また、おむつ交換時には、入所者のプライバシーの確保

- に配慮がなされているか。
- ウ 便秘の続いている者に対する洗腸、排便等が適切に行われているか。
- エ おむつ交換時の汚物は速やかに処理されているか。
- オ 夜間の排泄介助及びおむつ交換について、十分配慮がなされているか。
- (6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。
- ア 入所者の被服は、季節、生活サイクルに合った衛生的な物を着用するよう配慮がなされているか。
- イ 起床後着替えもせず寝巻きのままとなっていないか。
- ウ 入所者の被服の洗濯等は適切に行われているか。
- エ シーツ等寝具のリネン交換は適切に行われ、常に清潔なものとなっているか。
- (7) 医学的管理は、適切に行われているか。
- ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。
- イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか) また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。
- ウ 急病等の場合の緊急連絡体制が整備されているか。
- エ 入所者の外部への通院時の介添え、入所者の入院時の付添いについて配慮がなされているか。
- レクリエーションの実施等が適切になされているか。
- (9) 家族との連携に積極的に努めているか。
- また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。
- ア 入所者の身体状況の変化等について家族への情報提供等の配慮がなされているか。
- また、家庭復帰が期待できる者については、実施機関及び家族との連携を図るなど適切に対応されているか。
- さらに、家庭復帰後の状況が適切に把握されているか。
- イ 家族の面会が長期にわたって行われていない場合、家族に対し、来所についての働きかけが行われているか。
- 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。
- (10) 実施機関との連携が図られているか。
- ア 入所者の入所、退所の際及び入所者処遇等のために、必

2. 入所者の生活環境等の確保

- 要な時期に、入所者の心身の状況等について検討を行い、その更生の目標、実施方法等を決定し実施し、必要に応じて報告しているか。
- イ また、入所者診断会議には、必要に応じて実施機関の職員が参加できる体制が整えられているか。
- 施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。
- ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。
- また、障害に応じた配慮がなされているか。
- イ 居室等が設備及び運営基準にあつた構造になっているか。
- ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。
- エ 各居室、便所等必要な場所にカーテン等が設置され、入所者のプライバシーが守られるよう配慮がなされているか。
- オ 居室、便所等必要な場所にナースコールが設置され、円滑に作動するか。
- カ 衛生設備(特に調理室等)、給水・配水及び汚物処理施設の管理は、適切になされているか。
- キ ボイラー、電気設備等の保守点検及び危険物の安全管理は、適切になされているか。
- ク 障害を有する入所者のために必要な車いす、歩行器等福祉用具が確保されているか。
- 入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。
- (1) 救護・更生施設関係
- ア 機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は作業は、計画が作成され適切に実施されているか。また、参加促進のための工夫がなされているか。
- イ 訓練又は作業の内容、時間が入所者の精神的、身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。
- ウ 精神障害者社会復帰対策等関係諸施策の活用が十分に検討されているか。
- エ 疾患に応じて医療機関との長期的な協力関係が確立されているか。
- オ 入所者の個別の状況の変化等について、保護の実施機関に随時連絡が行われているか。
- カ 通所事業の実施に当たっては、家族、保護の実施機関等関係機関と十分連携が図られているか。
- 授産施設関係
- (2)

第2. 社会福祉
施設運営の適
正実施の確保
1. 施設の運営
管理体制の確
立

- (5) ア 入所者に対し、個別的に更生計画と実施方法を決定するため、総合診断会議を開催するなど、組織的検討が行われているか。
- イ 入所者の作業能力評価を適切に行い、心理的更生、職業的更生について配慮がなされているか。
- ウ 作業設備又は作業分担は、入所者の身体的状況等を勘案したものととなっているか。
- エ 作業環境、安全管理は適切に行われているか。
- オ 作業の内容、作業時間は入所者の身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。また、必要に応じて授産科目の見直し等が行われているか。
- カ 肢切断又は機能障害者に対し、作業能率を高めるための工夫がなされているか。
- キ 入所者の作業記録が適正に記録されているか。
- ク 授産事業に係る受注価格、販売価格は地域の同種の企業に比し適正なものとなっているか。
- ケ 授産事業に係る収入・支出は、授産事業会計により適正に処理されているか。
- コ 授産収入の算出、必要経費の算出は適正に行われているか。
- サ 工賃の支払いは適正に行われているか。
- シ 他の施設等の行う作業会計等との負担が適正に行われているか。
- 健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。
- (1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。
- (2) 必要な諸規程は、整備されているか。
- 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。
- (3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。
- 直接処遇職員等は、配置基準に基づき必要な職員が確保されているか。
- ア 通所事業等を実施する施設にあつては、指導員等の加配が行われているか。
- イ 各種加算に見合う職員が配置されているか。
- ウ 職員研修は具体的に計画が立てられるなど、積極的かつ計画的に実施されているか。
- エ 労務管理等施設の運営管理は適正に行われているか。
- また、労働基準法関係の諸届出は適正になされているか。
- 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。

- (6) 施設長に適任者が配置されているか。
- 施設長の資格要件は満たされているか。
- 施設長は専任者が確保されているか。
- 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。
- 生活指導員の資格要件は満たされているか。
- 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。
- (7) 施設設備は、適正に整備されているか。
- (8) また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。
- (9) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。
- (10) ア 次の要件が満たされた上で、運営費の弾力運用が行われているか。
- a 関係法令に基づく法人及び施設指導監査において、適正な法人・施設運営が確保されていると認められること。
- b 社会福祉法人会計基準に基づく計算書類が公開されていること。
- c 利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次のいずれかが実施されていること。
- ・ 苦情解決の仕組みの整備及び第三者委員の設置が行われているとともに、解決結果等を定期的に公表。
- ・ 福祉サービスの第三者評価の受審及び結果の公表。
- また、cの要件を満たさない場合の弾力運用は別途基準(弾力運用の課長通知の問5)に照らし妥当であるか。
- イ 運用収入の本部経理区分への繰入額は妥当であるか。
- ウ 各種積立金について、使途及び使用計画が作成されているか。
- また、使途及び使用計画は、実情に則したものであるか。
- エ 前期末払資金残高及び各種積立金の取崩しについて、理事会の承認手続や使途は適正なものとなっているか。
- オ また、前期末払資金残高の取崩しについて、上記弾力運用の要件のうち、アのcの要件を満たさない場合は、所轄庁への事前協議は行われているか。
- カ 積立金の目的以外の使用について、所轄庁への事前協議が行われているか。
- キ 運営費の管理、運用は、安全確実でかつ換金性の高い方法で行われているか。
- ク 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。
- その他の施設運営に関する事項
- (11) ア 施設運営に関する自主的内部点検が行われているか。

<p>(3) 業務体制の確立と業務省力化の推進</p>	<p>(2) 労働時間の短縮等労働条件の改善</p>	<p>(1) 適切な給与水準の確保</p>	<p>2. 必要な職員確保との確保と職員処遇の充実</p>
<p>(3) 業務体制の確立と業務省力化の推進 (3) 職員への健康管理は、適正に実施されているか。 ア 職員の所掌業務が明確にされ、それが有機的に機能しているか。</p>	<p>(2) 労働時間の短縮等労働条件の改善 (1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 週40時間の労働時間が守られているか。 ウ 年次有給休暇等の取扱いは、適切に行われているか。 エ 産休、育児休業等の取扱いは、適切に行われているか。 (2) 夜勤、宿日直関係 ア 夜勤、宿日直等の取扱いは、適切に行われているか。 イ 寮母等の夜間勤務を行う者について、長時間勤務の解消について努力がなされているか。 また、設備、備品等夜勤等を行う者への福利厚生は、十分な配慮がなされているか。</p>	<p>(1) 給与水準は、施設所在地の地方公共団体等の給与水準を勘案する等妥当なものとなっているか。 (2) 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて高額となっていないか。 (3) 給与規程に初任給格付基準表、前歴換算表、標準職務表が整備され、給与格付、昇格、昇給、各種諸手当等は適正に支給されているか。 また、非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等が適正に行われているか。</p>	<p>また、施設運営の改善に、職員の創意工夫等が反映されているか。 イ 市町村、保健所、医療機関、社会福祉協議会等との連携は、適切に行われているか。 ウ 介護機器・省力化機器の設備導入等の創意工夫が行われているか。 エ 感染症等の予防対策は、適切に行われているか。 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。 優秀な人材を安定的に確保するため、資質向上のための研修の充実や福利厚生の充実等、職員処遇が充実されるよう努めているか。 (1) 給与水準は、施設所在地の地方公共団体等の給与水準を勘案する等妥当なものとなっているか。 (2) 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて高額となっていないか。 (3) 給与規程に初任給格付基準表、前歴換算表、標準職務表が整備され、給与格付、昇格、昇給、各種諸手当等は適正に支給されているか。 また、非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等が適正に行われているか。</p>

<p>3. 防災対策の充実強化</p>	<p>(6) 職員の確保及び定着</p>	<p>(5) 福利厚生等の士気高揚策の充実</p>	<p>(4) 職員研修等資質向上対策の推進</p>
<p>3. 防災対策の充実強化 防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 エ 福祉人材センター等が行う事業について、その活用を努めているか。 (1) 雇用条件の明示等職員採用の適正化に努めているか。 ウ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。 (2) 非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等が適正に行われているか。</p>	<p>(6) 職員の確保及び定着 (1) 職員の健康管理の増進等に努めているか。 (2) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 (3) 職員の計画的な採用に努めているか。 (4) 職員の健康増進等に努めているか。 (5) 職員の健康増進等に努めているか。 (6) 職員の健康増進等に努めているか。</p>	<p>(5) 福利厚生等の士気高揚策の充実 (1) 福利厚生等の充実が図られているか。 (2) 福利厚生等の充実が図られているか。 (3) 福利厚生等の充実が図られているか。 (4) 福利厚生等の充実が図られているか。 (5) 福利厚生等の充実が図られているか。 (6) 福利厚生等の充実が図られているか。</p>	<p>(4) 職員研修等資質向上対策の推進 (1) 専門職員、非常勤職員等各種の職員の組み合わせによるなど効率的な業務体制を確立するよう努めているか。 (2) 介護機器、業務省力化機器の導入及び業務の外部委託の推進等による業務の省力化の努力がなされているか。 (3) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。 (4) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (5) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (6) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (7) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (8) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (9) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (10) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (11) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (12) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (13) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (14) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (15) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (16) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (17) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (18) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (19) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (20) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (21) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (22) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (23) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (24) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (25) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (26) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (27) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (28) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (29) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (30) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (31) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (32) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (33) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (34) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (35) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (36) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (37) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (38) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (39) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (40) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (41) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (42) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (43) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (44) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (45) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (46) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (47) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (48) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (49) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (50) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (51) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (52) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (53) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (54) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (55) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (56) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (57) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (58) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (59) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (60) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (61) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (62) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (63) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (64) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (65) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (66) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (67) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (68) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (69) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (70) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (71) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (72) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (73) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (74) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (75) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (76) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (77) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (78) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (79) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (80) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (81) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (82) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (83) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (84) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (85) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (86) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (87) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (88) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (89) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (90) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (91) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (92) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (93) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (94) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (95) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (96) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (97) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (98) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (99) 研修が職員に対して計画的に行われているか。 (100) 研修が職員に対して計画的に行われているか。</p>

●世界に一つだけの花

お酒が入ると調子に乗って、つい一曲とマイクを握る。歌うのはもちろん、聞くのも好きだ。そのときの気分によって歌うジャンルは変わる。昨年は久方ぶりにぜひ歌いたいと思っただ曲に何曲かめぐり合えた。そのうちの一曲がS M A Pの歌う「世界に一つだけの花」。

私事になるが、私どもには二男二女があり、六年前に高校生（長女）、中学生（長男）、小学生（次女）、幼稚園児（次男）、三年前は大高、中、小学生だったのが、おかげさまで、現在は大学生（二人）、高校生、それに小学生に育っている（それぞれ何歳？）。

これまでも何度か、それぞれ悩みを抱え、苦しんでいた時期があったが、何とか克服して成長してきた。ところが、昨年、末の子が突然、学校に行きたくないと言い出した。学校や友達のことなどいろいろあったのだと思う。四人きょうだいといつても、上の三人は年齢が近く、話題も尽きないが、末っ子は一人だけ年が離れていて、その話題についていけず、癒されるべき家庭の中でも疎外感があったのかも知れない。幸い、家族も末の子の話題に合うように気を配り、登校時にも交通指導員さんや近所の人々が温かく声をかけてくれるようになり、学校でも先生方によく気を配っていただし、今では元気に学校へ通うようになってきている。

家族、地域社会、職場、学校をはじめとする場面で、疎外化、孤立化する人が増えている。「みんなちがって、みんないい」（私と小鳥と鈴と『金子みすゞ童謡全集』J U L A 出版局）。山口県

の生んだ童謡詩人金子みすゞのことは、一人一人が世界にひとつしかない個性、素晴らしさをもっている。それらを育めるように、家族、地域社会、学校、職場での人の絆を強めていきたいものだ。

（昇）

●思い出の薩摩

昭和が平成に変わった年、私は鹿児島県庁に赴任した。赴任した日は雨だった。雨は人を帰さないかのように降るの「遣らずの雨」といわれ、縁起がよいと、迎えの人に言われた。同県では二年間生活した。宿舎は県庁から徒歩十五分、繁華街天文館にも近く好適の場所だった。マンション十階の居間から県のシンボル桜島が真正面に望めた。その頃、桜島の噴火活動は活発だった。朝日に映える噴煙を見て一日が始まる。

日が昇るにつれ青さを増す錦江湾を、連絡船（桜島フェリー）が白い航跡を描く。陸では、路面電車が快い響きを立てて走り出す。浮き立つような人のざわめき。市街は高層建物が多くないので、空も道もひろびろと見える。

アフター5になれば同僚との語らいに芋焼酎が欠かせない。酒は人の心を寛大にし、また、お互い胸襟を開いたような気もして信頼の情がわいてくる。時を忘れて語り合った人たちの笑顔が忘れられない。

鹿児島は日の暮れるのが遅い。いささか飲んで戸外に出ると、まだ夏の光が残っていて、まぶしいほど。やがて、漆黒の夜空に星が瞬きはじめる。休むことなく行き来する連絡船の明かり……。市内の銭湯はすべて温泉である。自転車飛ばしては、お気に入りの銭湯へ通ったものである。

桜島の吐き出す火山灰や台風の影響で大雨・大風にもよく遭遇したが、それでも思い出すのは「まばゆい陽光とカラフルな自然」だ。

近代日本は、南の端の薩摩が先頭に立つて国をひっぱっていった。その原動力は、翔ばかい泣こかい、泣こよか、ひつ翔べ（泣こより翔びなさい）だった。

（長）

Water 脈

● ケースワーカーの人事異動

四月は人事異動の季節である。最近のケースワーカー(以下、CW)の異動を見てみると、ほとんど二年で異動をし

ている。多くの福祉事務所においては、三年以下の職員ばかりとなつてしまい、業務の継続性や実施水準の低下が言われている。さらに、生活保護業務は市役所の業務のなかで一番やりたくないものの一つに数えられている。では何故、今、職員は三年で異動してしまい、生活保護業務は嫌われるのか。

確かに、実施要領は年々厚くなり、他法他施策は多岐にわたり、保護の調査や決定実施についてもかなり細かくなっている。しかし法はほとんど変わっていないし、訪問し、実態把握をしたうえで保護の決定をするという基本的なことも変わっていない。また、全員が同じ仕事をし、協力体制が整っているということも変わっていない。では何故、生活保護の業務は嫌がられるのか。

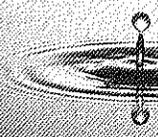
その一つに、CW業務に対する評価の問題があると思われる。われわれがCWだった頃は、CWの業務はきちんと評価され、福祉行政にかかわったからには、一度は生活保護の業務をやつてみたいという職員が大勢いた。今は、CWの業務評価は内外共に低く、厳しい業務であるのに人事や昇任で適正に評価されないという問題があると思う。人の嫌がる困難な仕事を一所懸命頑張っている職員こそ、人事や昇任で高く評価されるべきである。

今、厚生労働省で「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」が開催されている。基準や実施体制等について検討されているが、このCWのなり手がいないということは全国的な課題である。ぜひ、どのようにしたらよいかを議論していただき、以前のように一度はCWを経験してみたいという職員が数多く現れるようにしてほしいものである。

(K)

水

Vein of



象は、若いママであつたり、年離れた母であつたり、同居の母、離れて暮らす母もある。年齢や生活環境が違つても、子と親は強い絆で結ばれている。華美になつたり形式だけでなければ、母の日は国民的行事として大いに奨励したいものである。

一方、親による子への虐待が頻発し、法律を整え、防止に躍起になつているが、一向に治まらない。幼児、児童の悲しい事件が報道されるたびに、識者のコメントがあるが、なぜ、どうしての疑問は、私には解消されない。

八年ほど前、福井県の丸岡城を訪ねたことがある。丸岡城は、日本最古の城として知られるが、城主が陣中から妻に送つた「一筆啓上 火の用心 お仙泣かすな 馬肥やせ」の短い書簡でも有名である。

平成五年に、丸岡町が「日本一短い『母』への手紙」を全国に呼びかけたところ、三万二千余りの応募があつた。一筆啓上賞として優秀作が選ばれ、入賞作二百余通が一冊に編集され、発刊された。頁をめくると、母への思いが三十五文字以内の短い文章のなかに凝縮されており、十八年前に逝つた自分の母と重ね合わせ、胸が熱くなつた。そこに日本の母親の忍耐強さ、優しさ、そして家族の絆を感じたからでもある。

その後も毎年テーマを設け、続けられているが、二〇〇三年は「母との往復書簡」で募集し、「新一筆啓上賞」として発表された

と新聞が報じていた。

一冊を書棚の手近なところに置き、時折り読み返すことで、次第に薄れゆく母への想い出を手繰り寄せることにしている。(勝)

毎

年五月の第二日曜日は、母の日である。日本中で多くの子が、それぞれ



生活保護実践にとりくむ全ての方がたへ

改訂 福祉事務所

ソーシャルワーカー

必携

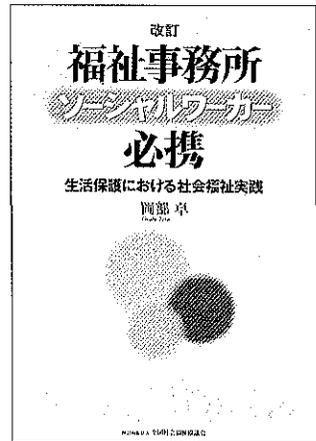
生活保護における社会福祉実践

●岡部 卓 著
●A5判・116頁 ●定価 840円(本体800円) ●2003年8月発行

◆福祉事務所のソーシャルワーカーが生活保護業務を進める上での基本的なプロセスや考え方を整理するとともに、高齢者、障害者、ひとり親世帯への援助など、具体的な実践場面からその果たすべき役割について分かりやすく解説。

◆新たに福祉事務所でソーシャルワーカーやスーパーバイザーの仕事に就かれた方がたの必携手引として、また、社会福祉援助技術や公的扶助ソーシャルワークを学ぶ方がたの学習書として最適です。

◆本書はご好評に応じて版を重ねた旧版(月刊『生活と福祉』増刊号)を改訂・再刊行したものです。



第1章 理論編

第1節 福祉事務所の役割と社会福祉実践
現実サービス機関としての福祉事務所/生活保護における社会福祉実践

第2節 福祉事務所における相談援助活動
来談しない人も相談者/生活保護相談は相談の一部/廃止以降の生活相談/行政機関が行う社会福祉実践

第3節 生活保護の受付段階における留意点
利用者の生活問題/利用者の気持ち/利用者につながる言葉/利用者の訴えたいこと/制度の説明と申請意思の確認

第4節 生活保護の申請・決定段階における留意点
説明と同意/個性と調査/利用者参加の援助計画

第5節 生活保護の受給段階における留意点
家庭訪問/就労援助/療養援助/援助計画の見直し

第6節 関係機関・関連専門職との連携・協働
関係機関との連携・協働/連携・協働の留意点

第7節 新任・先輩ワーカー、SVそれぞれの役割
ワーカーの気づき/同僚、上司のかかわり

第2章 実践編

第1節 アルコール依存症者世帯への援助
事例を通して考えたこと/病気の理解と問題の共有/利用者とかかわるうえでの留意点/事例

第2節 精神障害者世帯への援助
事例を通して考えたこと/障害の理解と問題の共有/精神障害者とかかわるうえでの留意点/事例

第3節 知的障害者世帯への援助
事例を通して考えたこと/障害の理解と問題の共有/知的障害者とかかわるうえでの留意点/事例

第4節 身体障害者世帯への援助
事例を通して考えたこと/障害の理解と問題の共有/身体障害者とかかわるうえでの留意点/事例

第5節 ひとり親世帯への援助
事例を通して考えたこと/ひとり親の理解と問題の共有/ひとり親とかかわるうえでの留意点/事例

第6節 高齢者世帯への援助
事例を通して考えたこと/高齢者の理解と問題の共有/高齢者とかかわるうえでの留意点/事例

福祉関係図書の検索・注文ができるホームページ
『福祉の本 出版目録』
<http://www.fukushinohon.gr.jp>

◆お申込みは、書店、都道府県社会福祉協議会、または下記へ◆
社会福祉法人 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
全国社会福祉協議会 注文用FAX:03(3581)4666 TEL:03(3581)9511
出版部 注文用E-mail:zenshakyo-s@shakyo.or.jp

Life and Welfare

